

○経済産業省告示第二十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの</p>

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～5 「略」

6 (1)～(3) 「略」

(4) 〓 まぐろ (びん長まぐろ、くろまぐろ、み

なみまぐろ及びめばちまぐろを除くものと

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～5 「略」

6 (1)～(3) 「略」

〔新設〕

し、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）
又はかじき（めかじきを除くものとし、生
鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶
により輸入しようとする者（経済産業大臣
の二号承認を受けなければならない者を除
く。）は、別に定めるところにより、農林
水産大臣の確認を受けなければならない。

(5) 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めば
ちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする
者（経済産業大臣の二号承認を受けなけれ
ばならない者を除く。）は、別に定めると
ころにより、農林水産大臣の確認を受けな
ければならない。

〔新設〕

7
(1) P F O S又はその塩が使用されている

エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムにP F O S又はその塩が使用されているものであることについての経

7
〔三の七の(1)のホから移動〕

「削る」
 済産業大臣の確認を受けなければならない。

「削る」

(1) 次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

関税率表 の番号等	品名
二九〇三・二九	ヘキサクロブター・三 ジエン
二九〇三・八一	r - c - t - c 四・t - 五・t - 六 - ヘキサクロシクロヘキサン(別)

<p>二九〇三・八二</p>	<p>名アルファ―ヘキサクロロシ クロヘキサシ。)、 r― t―二・c―三・t―四・c ―五・t―六―ヘキサクロロ シクロヘキサシ (別名ベ―タ ―ヘキサクロロシクロヘキサ シ) 及び r―一・c―二・ t―三・c―四・c―五・t ―六―ヘキサクロロシクロヘ キサシ (別名ガンマ―ヘキサ クロロシクロヘキサシ。)</p>
<p>一・二・四・五・六・七・ 八・八―オクタクロロ―二・</p>	

三・三 a・四・七・七 a―へ
キサヒドロ―四・七―メタノ
―H―インデン、一・四・
五・六・七・八・八―ヘプタ
クロロ―三 a・四・七・七 a
―テトラヒドロ―四・七―メ
タノ―H―インデン及びこ
れらの類縁化合物の混合物
(別名クロルデン又はヘプタ
クロル (クロルデン類)。
並びに一・二・三・四・十・
十一―ヘキサクロロ―一・四・
四 a・五・八・八 a―ヘキサ

二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン及び
二九〇三・八九	ポリクロロ―二―ジメチル―三―メチリデンビスクロ 「二・二・一」ヘプタン（別 名トキサフェン。）及びヘキサ ブプロモシクロドデカン
二九〇三・八三	ドデカクロロペンタシクロ 「五・三・〇・〇・〇」 〇 ^{四,八} 「デカン（別名マイレッ クス。）
	ヒドロ―エキソ―一・四―エ ンド―五・八―ジメタノナフ タレン（別名アルドリン。）

	<p>一・一・一トリクロロ 二・二ービス（四ークロロ フェニル）エタン（別名D T）</p>
<p>二九〇三・九三</p>	<p>ペンタクロロベンゼン</p>
<p>二九〇三・九四</p>	<p>ヘキサブロモビフェニル ポリ塩化ビフェニル及びポリ 塩化ナフタレン（塩素数が二 以上のものに限る。以下同 じ）</p>
<p>二九〇四・三一</p>	<p>ペルフルオロ（オクタンー ールホン酸）（別名PFO S）</p>

二九〇四・三二	ペルフルオロ（オクタン） ―スルホン酸）アンモニウム
二九〇四・三三	ペルフルオロ（オクタン） ―スルホン酸）リチウム
二九〇四・三四	ペルフルオロ（オクタン） ―スルホン酸）カリウム
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ（オク タン）―スルホン酸）塩
二九〇四・三六	ペルフルオロ（オクタン） ―スルホニル）フルオリド （別名PFOSF。）
二九〇六・二九	二・二・二―トリクロロ ―ビス（四―クロロ

	フェニル) エタノール (別名 ジコホル。)
二九〇七・一九	二・四・六―トリ―ターシャ リ―ブチルフェノール
二九〇八・一一	ペンタクロロフェノール又は その塩
二九〇九・三〇	テトラブロモ (フェノキシベ ンゼン) (別名テトラブロモ ジフェニルエーテル。)、ペ ンタブロモ (フェノキシベン ゼン) (別名ペンタブロモジ フェニルエーテル。)、ヘキ サブロモ (フェノキシベンゼ

<p>二九一〇・五〇</p>	<p>一・二・三・四・十・十一へ (別名デイルドリン。)</p>
<p>二九一〇・四〇</p>	<p>一・二・三・四・十・十一へ キサクロロ―六・七―エポキ シ―一・四・四a・五・六・ 七・八・八a―オクタヒドロ ―エキゾ―一・四―エンド― 五・八―ジメタノナフタレン (別名デイルドリン。)</p>
<p>二九一〇・四〇</p>	<p>ルエーテル。) (別名ヘプタブロモジフェニ プロモ(フェノキシベンゼン) ニルエーテル。)及びヘプタ</p>

	二九一四・七一	キサククロロ―六・七―エポキ シ―一・四・四 a・五・六・ 七・八・八 a―オクタヒドロ ―エンド―一・四―エンド― 五・八―ジメタノナフタレン (別名エンドリン。) デカクロロペンタシクロ
二九二〇・三〇	「五・三・〇・〇 <small>二,六</small> ・〇・〇 <small>三,九</small> ・ <small>四,八</small> 」デカン―五―オン (別 名クロルデコン。) 六・七・八・九・十・十一― キサククロロ―一・五・五 a・ 六・九・九 a―ヘキサヒドロ	

二九三三・九九	二九三一・二〇		二九二一・五一
二一(二H)一・二・三一ベ	キシド ビス(トリブチルスズ) オ	ニレンジアミン N'ジキシリルパラフェ ニレンジアミン及びN・	スルファン、ベンゾエピン。 三一オキシド(別名エンド 三ーベンゾジオキサチエピン 一六・九ーメタノ一・四・

「削る」

ロ ペンタクロロフェノールのエステルを
試験研究の用に輸入しようとする者は、
当該輸入に係るペンタクロロフェノール
のエステルが試験研究の用に供するもの
であることについての経済産業大臣の確
認を受けなければならない。

三四〇四・九〇	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル
三八二四・九九	ポリ塩化ナフタレン
	ンゾトリアゾールーニールー四・六ージーターシャ リーブチルフェノール

「削る」

「削る」

ハ イの表又はロに掲げる貨物のうち同位

元素の化合物であるものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表又はロに掲げる貨物のうち同位元素の化合物であるものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ニ イの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち

二以上を混合したものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち二以上を混合したものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業

「三の七の(1)に移動」

大臣の確認を受けなければならない。

ホ P F O S 又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体のレジスト又は業務用写真フィルムに

「削る」

「削る」

PFOS又はその塩が使用されているものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(2) まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）

又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(3) 冷凍のくろまぐろ、みなまぐろ、めば

(2)・(3) 「略」

(4) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の海1中川969(1)に載る国や入国又は出帆の項に掲げるもの

ちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者(経済産業大臣の二号承認を受けなければならぬ者)は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならぬ。

(4)・(5) 「略」

(6) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の海1中川969(1)に載る国や入国又は出帆の項に掲げるもの

並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げる

並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げる

もの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに7の(5)及び(6)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

「略」	国	種	貨物
-----	---	---	----

(5) ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する生きている動物（二の表の罫「中川」の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザ

もの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに7の(7)及び(8)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

「略」	国	種	貨物
-----	---	---	----

(7) ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する生きている動物（二の表の罫「中川」の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザ

メ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、
ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、
ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を
除く。) 及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に
属する生きている動物(当該動物を附属書
Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。)
であつて、二の表の罫にに基づき二号承認
を受けるべきもの及び7の(6)に基づき事前
確認を受けるべきもの以外のものを輸入し
ようとする者は、別に定めるところにより、
経済産業大臣の確認を受けなければならな
い。

(6) |
)
(10) |
 [略]

メ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、
ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、
ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を
除く。) 及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に
属する生きている動物(当該動物を附属書
Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。)
であつて、二の表の罫にに基づき二号承認
を受けるべきもの及び7の(8)に基づき事前
確認を受けるべきもの以外のものを輸入し
ようとする者は、別に定めるところにより、
経済産業大臣の確認を受けなければならな
い。

(8) |
)
(12) |
 [略]

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取り、とするとときは、同法第七十三條第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三條の三第一項（同法第六十二條において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1) 「略」

(2) 9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取り、とするとときは、同法第七十三條第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三條の三第一項（同法第六十二條において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1) 「略」

(2) 9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに

掲げる種に属する動物（二の表の罫Ⅰ中川の9の（1）に掲げる罫や罫Ⅱ又は罫Ⅲの項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫Ⅱに基づく二号承認又は7の（4）から（6）までに基づく経済産業大臣の確認を受けるこ

掲げる種に属する動物（二の表の罫Ⅰ中川の9の（1）に掲げる罫や罫Ⅱ又は罫Ⅲの項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫Ⅲに基づく二号承認又は7の（6）から（8）までに基づく経済産業大臣の確認を受けるこ

とを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

- (3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(4)から(6)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）

については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積

とを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

- (3) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(6)から(8)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）

については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積

地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

〔略〕	当該動物又は 植物の原産地	船積地域	提出書類

(4)イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除く。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（二の表の海にに基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の海にに基づき二の二号承認

地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

〔略〕	当該動物又は 植物の原産地	船積地域	提出書類

(4)イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除く。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（二の表の海にに基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の海にに基づき二の二号承認

を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(4)から(6)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。

以下「個体等」という。)については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別

を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(6)から(8)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。

以下「個体等」という。)については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別

表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の罫に基つき二の二号承認を受けるべき貨物並びに七の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出の政府機関の発行する証明書

(5) 〓 (9) 「略」

9 (1) 〓 (6) 「略」

(7) 二の表の罫の水銀に関する水俣条約第三條 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の罫に基つき二の二号承認を受けるべき貨物並びに七の(6)及び(7)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出の政府機関の発行する証明書

(5) 〓 (9) 「略」

9 (1) 〓 (6) 「略」

(7) 二の表の罫の水銀に関する水俣条約第三條 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー
ダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト
リア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラ
ジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナ
ダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマ
カオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、
キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、
エクアドル、エルサルバドル、エストニア、
フィンランド、フランス、ガボン、ガンビ
ア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、
ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、
イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、
クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、

アフガニスタン、アンティグア・バーブー
ダ、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、
ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリ
ア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中
華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、
コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマー
ク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、
エストニア、フィンランド、フランス、ガ
ボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、
ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イ
ンドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダ
ン、キリバス、クウェート、ラオス、ラト
ビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタ

レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、
ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マ
ルタ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ
シコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オラ
ンダ、ニカラグア、ニジェール、ノル
ウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルド
バ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリス
トファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、
セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、
スロバキア、スロベニア、スリランカ、ス
ワジランド、スウェーデン、スイス、シリ
ア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ア
メリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザ

イン、ルクセンブルク、マダガスカル、マ
リ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤス、
メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、
オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノル
ウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルド
バ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリス
トファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、
セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、
スロバキア、スロベニア、スリランカ、ス
ワジランド、スウェーデン、スイス、シリ
ア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ア
メリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザ
ンビア

ンビア

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 三の9の(7)の改正規定（「オーストリア」を「アルメニア、オーストリア」に改める部分に限る。）

平成三十年三月十三日

二 三の9の(7)の改正規定（「ルクセンブルク」を「リトアニア、ルクセンブルク」に改める部分に限る。）

平成三十年四月十五日

三 三の9の(7)の改正規定（「チェコ」を「キューバ、チェコ」に改める部分に限る。） 平成三十年四月三十日

月三十日

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要

な事項の公表）（3において「旧告示」という。）三の7の(2)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示の施行後は、この告示による改正後の昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）（3において「新告示」という。）三の6の(4)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。

3 この告示の施行前に旧告示三の7の(3)の規定により経済産業大臣がした確認は、この告示の施行後は、新告示三の6の(5)の規定に基づいて、農林水産大臣がした確認とみなす。